

新料金（令和元年10月1日～）

東出雲体育館 体育館 利用料金

占用利用（大体育室）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		1,850円	2,780円	2,220円
	土日・休日		2,220円	3,330円	2,660円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		920円	1,380円	1,110円
	土日・休日		1,100円	1,650円	1,330円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		13,900円	20,840円	16,680円
	土日・休日		16,680円	25,000円	20,010円

占用利用（小体育室）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		730円	1,100円	870円
	土日・休日		870円	1,320円	1,040円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		360円	550円	430円
	土日・休日		430円	660円	510円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		5,500円	8,250円	6,600円
	土日・休日		6,600円	9,900円	7,920円

占用利用（柔道場）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		300円	450円	360円
	土日・休日		360円	540円	430円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		150円	220円	180円
	土日・休日		180円	260円	210円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		2,290円	3,430円	2,750円
	土日・休日		2,740円	4,110円	3,300円

- 床面積を区分して利用する場合は、表中の基準額に利用する面積の割合を乗じた額とする。（10円未満切り捨て）※区分利用の最小面積は、施設ごとに管理者が指定する。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。
- 照明設備利用料金は、基準額を含む。

個人利用

一般・高齢者	1時間につき 100円
高校生以下・障がい者	1時間につき 50円

- 占用利用されていない場合のみとし、事前予約の受け付けは行わない。

現料金

東出雲体育館 体育館 利用料金

占用利用（大体育室）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		1,820円	2,730円	2,180円
	土日・休日		2,180円	3,270円	2,610円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		910円	1,360円	1,090円
	土日・休日		1,090円	1,630円	1,300円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		13,650円	20,470円	16,380円
	土日・休日		16,380円	24,560円	19,650円

占用利用（小体育室）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		720円	1,080円	860円
	土日・休日		860円	1,290円	1,030円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		360円	540円	430円
	土日・休日		430円	640円	510円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		5,400円	8,100円	6,480円
	土日・休日		6,480円	9,720円	7,770円

占用利用（柔道場）

利用区分		時間区分	9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
一般・高校生	平日		300円	450円	360円
	土日・休日		360円	540円	430円
中学生以下・高齢者・障がい者	平日		150円	220円	180円
	土日・休日		180円	260円	210円
アマチュアスポーツ以外の 催しもの	平日		2,250円	3,370円	2,700円
	土日・休日		2,700円	4,040円	3,240円

- 床面積を区分して利用する場合は、表中の基準額に利用する面積の割合を乗じた額とする。（10円未満切り捨て）※区分利用の最小面積は、施設ごとに管理者が指定する。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。
- 照明設備利用料金は、基準額を含む。

個人利用

一般・高齢者	1時間につき 100円
高校生以下・障がい者	1時間につき 50円

- 占用利用されていない場合のみとし、事前予約の受け付けは行わない。